

社会保険労務士・キャリアコンサルタント

## ALLたま社会保険労務士事務所便り



連絡先：〒277-0086  
柏市北柏3-5-4日暮ビル6F  
電話：04-7164-1283  
FAX：04-7164-1284  
e-mail：[tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp](mailto:tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp)  
URL：<http://tama-office.com>

### 「叱られること」についての 若手社員の意識

#### ◆若手社員の約5割が上司・先輩に叱られた経験

人事総合ソリューション企業のレジェンダ・コーポレーション株式会社が、入社3年目までの若手社員を対象に行った意識調査の結果を発表しました。

調査では、若手社員に「上司・先輩に叱られることがあるか」を尋ねたところ、ほぼ半数(49.6%)が叱られたことがある(「よくある」+「時々ある」)と回答しました。

性別でみると、叱られたことがある割合は、男性55.4%、女性40.4%となり、男性のほうが女性より叱られている傾向が見られたようです。

#### ◆「正当な理由があれば、上司・先輩に叱られたい」8割弱

正当な理由があれば、上司・先輩に叱られたいか尋ねたところ、「叱られたい」(「とても思う」+「やや思う」)と回答した割合は78.5%で、特に、3人に1人は「叱られたい」と強く感じていることがわかりました。

#### ◆叱られることは自身の成長に必要

叱られることは自身の成長に必要かを尋ねたところ、「必要」(「必要」+「どちらかと言えば必要」)と回答した割合は87.7%

となり、必要と感じている割合は、男性89.3%、女性が85.1%で、性別を問わず、叱られることは成長に必要と考えていることがわかりました。

#### ◆「叱り方」にも工夫が必要

昨今、世間を騒がせている体罰問題やパワハラ・セクハラによる訴訟問題によって、上司が部下に対して「叱る」という行為に慎重になっている傾向にあるようです。しかし、今回の調査で、「正当な理由があれば叱られたい」と8割弱の若手社員が回答しており、社会に出るまでにあまり叱られた経験がない若手社員が本当は「叱られたい」と思っていることがわかりました。

ただ、「正当な理由があれば、叱られたいと思うか」という質問において、「叱られなければ伸びない」や「ある程度叱られることは期待の裏返しだと思う」といった、肯定的な意見が目立った一方、「正当な理由があっても、叱られ方によっては受け入れたくない」といった、叱られることに慣れていない若手社員の繊細な一面も見てとれたようです。

### 「帰宅困難者対策条例」への 企業の対応

#### ◆帰宅困難者の受入れに向けた準備が本格化

東日本大震災で500万人を超える帰宅困

難者が出た首都圏では、震災から2年が経ち、駅周辺の施設を中心に帰宅困難者を受け入れるスペースを設ける動きが広がっているほか、企業が協力して帰宅困難者を受け入れる訓練も次々に行われています。

行政機関では、東京都が帰宅困難者をする場にとどめるため、水や食料の備蓄を企業などに求める帰宅困難者対策条例を来月から施行します。

施行を前に、水や食料を備蓄する動きが本格化しているようです。

#### ◆「東京都帰宅困難者対策条例」とは？

大規模災害が発生し、鉄道等が復旧しない中、多くの人々が帰宅を開始すると、救助・救援活動等に支障が生じる可能性があります。こうした事態をできるだけ軽減するための対策として都、住民、企業の役割などを東京都が条例として定めたもので、2013年4月1日施行予定で、企業には次のような取組みを求めています。

(1) 従業員の一斉帰宅の抑制（施設の安全確認と3日分の食料等備蓄）

(2) 従業員との連絡手段の確保などの事前準備（従業員との連絡手段確保と、従業員に対して家族との連絡手段の複数確保の周知）

(3) 事業所防災計画の策定

#### ◆「もしもの場合」に備えて対策を

今後、巨大な地震が起こる確率は首都圏に限らず全国的に高いと言われており、企業の防災対策は必然と言っても過言ではありません。

東日本大震災から2年が経った今、企業として備えておくべきことを再確認してみたいでしょうか。

## 4月の税務と労務の手続

### 【提出先・納付先】

#### 10日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

#### 15日

○ 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出<4月1日現在> [市区町村]

#### 30日

○ 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]

○ 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]

○ 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○ 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

## ■当事務所より一言

いつも大変お世話になっております。来月から新年度が始まり法律内容も変わってくる時期になりました。最新情報は適宜ご連絡致します。

また花粉症は大丈夫でしょうか？

今年は花粉症と風疹の発症が多いので体調にはご留意くださいませ。

今後ともよろしくお願い申し上げます。